

事務連絡
平成24年3月15日

都道府県労働局労働基準部
監督課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長補佐（運用担当）

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムにおける外部
記憶媒体の取扱いに関する留意事項等について

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムにおける外部記憶媒体の取扱いについては、平成24年2月10日付け基労保発0210第2号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムにおける外部記憶媒体の取扱いについて」（以下「労災保険業務課長通達」という。）により通達されているところですが、この通達において別途通知するとされた事項（①現在業務で使用している既存のデジタルカメラ等のUSB接続機器をF a tクライアントに接続し使用できるよう、本省が事前に設定した内容②外部記憶媒体に係る今後の接続許可申請方法）を、下記のとおり示しますので、これに留意の上、適切な対応をお願いします。

記

- 1 業務で使用している既存のUSB接続機器をF a tクライアントに接続し使用できるよう、本省が事前に設定した内容について
 - (1) 使用できる機器
 - ・FDD（フロッピーディスクドライブ）
 - ・CD/DVDドライブ
 - ・MOドライブ（本省で配付したものに限る）
 - ・HDD（ハードディスクドライブ：本省で指定したものに限る）
 - ・USBメモリ（USBフラッシュメモリ：本省で調達した自動暗号化方式のものに限る）
 - ・外部記憶装置以外の機器（デジタルカメラ及び既に本省がF a tクライアント周辺機器として接続しているICカードリーダーライター、OCRスキャナ、OCRプリンタ等）
 - ・その他、本省において使用を許可するとした機器
 - (2) 使用できない機器
 - 上記1（1）以外のUSB接続機器（私物のUSBメモリや各種カードドライブなど）。

2 今後の接続許可申請方法について

業務上新規にUSBメモリ等のUSB接続機器を労働基準行政システムに接続する必要がある場合は、別紙1の「USB接続機器使用許可申請書」により局副管理者から本省運用管理担当者あて、通達・事務連絡システムにより申請すること。

なお、USB接続機器使用許可申請書の記入に当たっては、各項目の記入が必須となるので留意するとともに、「USB接続機器デバイスID」の記入については、別紙2の「F a tクライアントにおけるデバイスID取得方法」により表示されたデバイスIDを記入すること。

また、申請に当たっては労災保険業務課長通達及び地発1130第2号等の関係通達の趣旨を踏まえ、都道府県労働局内で接続許可申請の必要性を検討すること。

【本件に関する問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課運用班

TEL：03-3920-3311（内線377, 378）

FAX：03-3920-3372

E-mail：kijun-unyouhan@mhlw.go.jp

USB接続機器使用許可申請書

別紙1

平成 年 月 日

運用管理担当者

労災保険業務課長補佐(運用担当) 殿

局副管理者

労働局労働基準部監督課長

次のとおりUSB接続機器の使用許可申請をします。

届出年月日	
使用開始希望日	
USB接続機器使用局署	
USB接続機器使用許可申請理由	
USB接続機器デバイスID 	

(留意事項)

- ※1 USB接続機器1台につき、申請用紙1枚の作成をお願いします。
- ※2 USBポートにUSB接続機器を1台差し込み、デバイスID取得ボタンを押下して下さい。
(デジタルカメラなど、申請が不要な機械についてのデバイスIDは取得されません)
- ※3 デバイスID取得ボタンを押下する前にマクロ機能を有効にして下さい。
- ※4 USB接続機器の使用許可が可能であるか審査を行うため、申請用紙にUSB接続機器の製造メーカー、品番等が記載された資料(カタログPDF等)を添付して送付願います。

USB接続機器使用許可申請書(記載例)

平成〇年〇月〇日

運用管理担当者

労災保険業務課長補佐(運用担当) 殿

局副管理者

〇〇労働局労働基準部監督課

次のとおりUSB接続機器の使用許可申請をします。

届出年月日	平成〇年〇月〇日
使用開始希望日	平成〇年〇月〇日
USB接続機器使用局署	〇〇局 〇〇労働基準監督署
USB接続機器使用許可申請理由	〇具体的に使用理由を書いて下さい。
①USBメモリをUSBポート(何処でも可)に挿入する ②「デバイスID取得」ボタンを押下する。 ③デバイスIDが表示される。	Caption = I-O DATA USB Flash Disk USB Device SerialNo. = USBSTOR#DISK&VEN;I-O_DATA&PROD_USB_FLASH_DISK&REV_A2JA#A0709000005008
USB接続機器デバイスID デバイスID取得	デバイスIDは2行又は4行表示されます。

(留意事項)

- ※1 USB接続機器1台につき、申請用紙1枚の作成をお願いします。
- ※2 USBポートにUSB接続機器を1台差し込み、デバイスID取得ボタンを押下して下さい。
(デジタルカメラなど、申請が不要な機械についてのデバイスIDは取得されません)
- ※3 デバイスID取得ボタンを押下する前にマクロ機能を有効にして下さい。
- ※4 USB接続機器の使用許可が可能であるか審査を行うため、申請用紙にUSB接続機器の製造メーカー、品番等が記載された資料(カタログPDF等)を添付して送付願います。

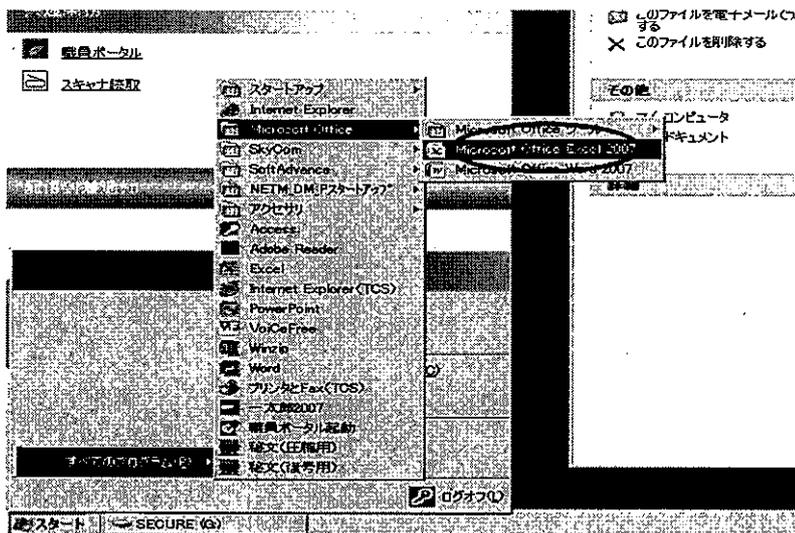
FatクライアントにおけるデバイスID取得方法

汎用パソコンで、デバイスIDを取得する場合も、以下の手順と同様にマクロを有効にしてから「デバイスID取得」ボタンをクリックしてください。

① 使用許可申請を行うUSB機器を接続する。

② officeからエクセルを立ち上げる。

[スタート >> すべてのプログラム >> Microsoft Office >> Microsoft Office Excel 2007]をクリック



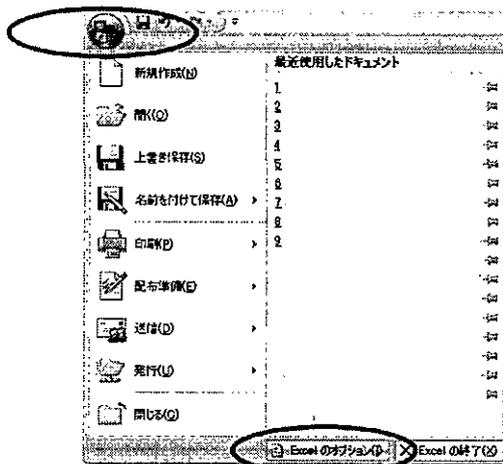
③ 起動したエクセルから「USB機器使用許可申請」を開く。

④ マクロの有効化

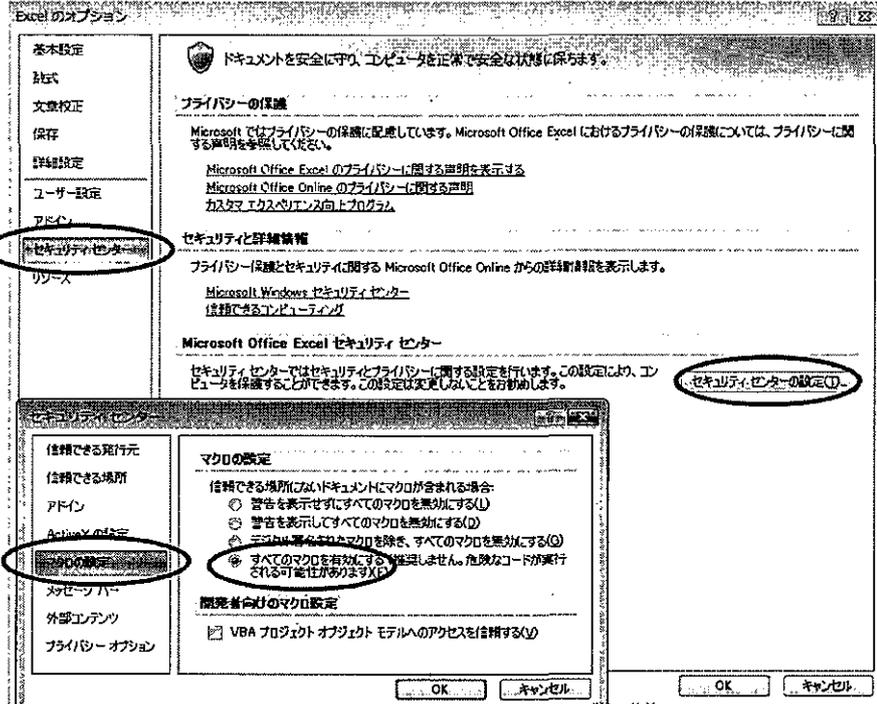
マクロが無効になっている場合には、有効にしてください。

(1) Excelのオプションを表示する

・エクセルの左上の丸いアイコンをクリックし、表示された画面の下部の「Excelのオプション」をクリック

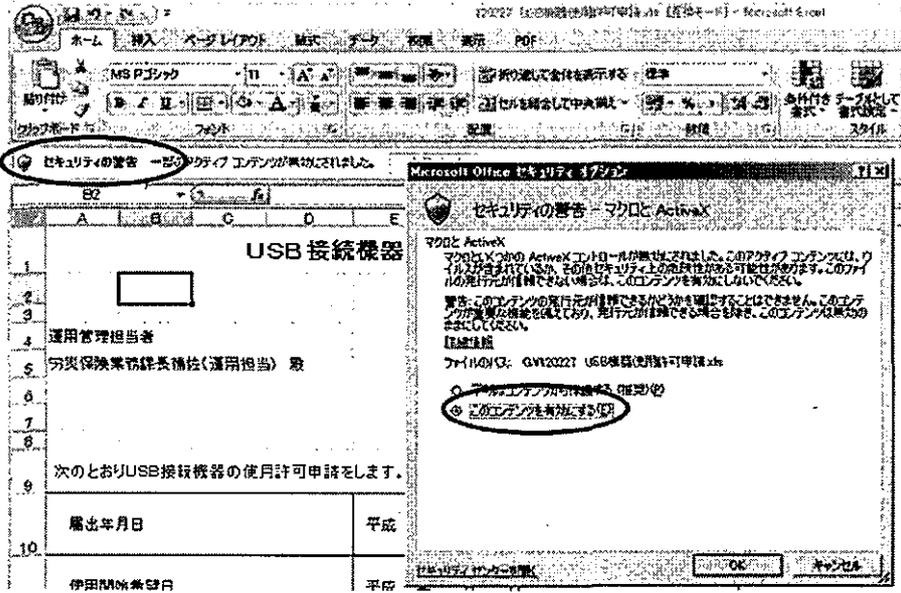


- (2) [セキュリティセンターの設定]からマクロの設定を行う
- ・[Excelのオプション]画面の左列のセキュリティセンターを押下し、表示された画面の右側のボタン[セキュリティセンターの設定]を押下する。
 - ・[セキュリティセンター]画面が表示されたら、画面の左列のマクロの設定を押下し、表示された画面の中段[すべてのマクロを有効にする(推奨しません。危険なコードが実行される可能性があります)]に設定する。



⑤ 「セキュリティの警告」無効解除

セキュリティの警告が表示される場合には、同じ行の「設定」を押下し、表示されたダイアログで「このコンテンツを有効にする」設定を行ってください。



⑥ 「デバイスID取得」ボタンを押下する。

デバイスIDが表示される。

USB接続機器(外部記憶媒体等)に係る設定について(凡例)

参考1

○	○	×	○	×	○
○	○	○	○	○	○
○	○	×	○	×	○
○	○	×	○	×	○
—	○	—	○	—	○
—	—	×	○	×	○
—	—	×	○	×	○
○	○	×	○	×	×
○	○	×	○	×	×
○	○	×	○	×	×

※1 「平成21年3月3日付けシステム最適化推進室長事務連絡」で提示した製品
(HD-HES500U2)

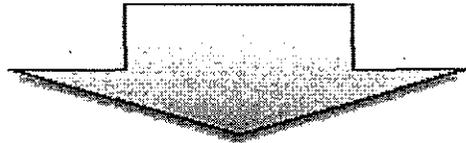
※2 平成24年4月6日以前にFatクライアントで使用できないことが明らかな機器については、

USB接続機器使用許可申請から許可までの流れ

(1) 都道府県労働局又は労働基準監督署での作業

- ① USB接続機器の必要性について検討
- ② 購入するUSB接続機器の選定・購入 ※
- ③ USB接続機器使用許可申請書の作成・送付
(局副管理者→本省運用管理担当者)

※ 機器の選定にあたっては、
あらかじめ労災保険業務課へ
相談を行うことも可能



(2) 労災保険業務課での作業

- ① USB接続機器使用許可申請書の審査
- ② 労働基準行政システムの設定変更
- ③ 使用許可又は不許可の連絡



(3) 都道府県労働局又は労働基準監督署

- ① 使用開始

「USB 接続機器の取扱いに関する留意事項」における質疑応答

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課

問1 平成24年4月6日(金)20時以降、Fatクライアントにおいて使用可能なUSB接続機器は何か。

答 Fatクライアントにおいて使用可能なUSB接続機器は、本省から配付している機器(USBメモリ、FDドライブ及びMOドライブ等)や局署で保有しているデジタルカメラ等である。詳細については、「USB接続機器(外部記憶媒体等)に係る設定について(凡例)」を参考とすること。

問2 今後、新たにデジタルカメラを購入した場合、USB接続機器使用許可申請を行う必要があるか。

答 新たに購入したデジタルカメラについて、通常そのまま使用することができるため申請を要さない。

問3 現在、災害調査等で使用している局署保有のデジタルカメラ等について、Fatクライアントで認識しない場合はどのようにすればよいか。

答 平成24年4月6日(金)までに使用できている機器については基本的にそのまま使用できる。もし使用できなくなった場合には、機器情報や使用状況などを確認する必要があるため、労働基準行政システムヘルプデスクまで連絡すること。機器情報等を確認の上、必要に応じて、「USB接続機器使用許可申請書」を提出してもらうことになる。

問4 現在、災害調査等で使用している局署保有のデジタルカメラ等について、SDカードリーダー等を使ってデータを利用しているが、今後どうやってデータを利用すればよいか。

答 次のいずれかの方法でデータを利用すること。

- ① デジタルカメラを直接F a tクライアントに接続する。
- ② 従来からF a tクライアントに接続できないデジタルカメラ等は、接続できるデジタルカメラ等にメモリーカードを差し替えて接続する。
- ③ S Dカードリーダー等を汎用パソコンにおいて利用し、自動暗号化機能付きU S Bメモリによりデータを移行する。

問5 労働局において、ハードウェア処理による自動暗号化（強制暗号化）機能付き USB メモリを調達する場合、事前にどのような手続きをとればよいか。

答 労働基準行政システムにおいては、配付している自動暗号化機能付き USB メモリと同等の機能を有している USB メモリのみ使用を許可することとしている。については、「USB 接続機器使用許可申請から許可までの流れ」を参照し局において審査の結果妥当と認めた機器については、必要に応じ調達を検討している自動暗号化機能付き USB メモリについて、事前に当該システム管理係まで相談すること。

問6 労働局において、ハードウェア処理による自動暗号化（強制暗号化）機能付き USB メモリを調達する場合、どのような点に注意したらよいか。

答 労働基準行政システムにおいては、配付している自動暗号化機能付き USB メモリと同等の機能を有している USB メモリのみ使用を許可することとしているが、自動暗号化機能付き USB メモリの使用に当たっては、Fatクライアントにおいて正常に使用可能か事前に動作検証が必要となる。

については、配付している自動暗号化機能付き USB メモリ以外の USB メモリを調達する場合は、事前に動作検証用の USB メモリの内容を記載した「USB 接続機器使用許可申請書」を提出し、動作検証を行うこと。なお、動作検証を行わずに USB メモリを調達した場合、動作検証の結果、労働基準行政システムでは使用できないことがあるので、注意すること。

問7 使用の許可が認められるハードウェア処理による自動暗号化（強制暗号化）機能付き USB メモリとはどのようなものか。

答 ハードウェア処理による自動暗号化（強制暗号化）機能とは、USB メモリにデータを書き込む際にデータが自動的に（強制的）に暗号化されメモリ上に保存される機能をいう。

一方、ソフトウェア処理による自動暗号化機能付きの USB メモリについては、暗号化するためのソフトウェアをインストールしなければならず、労働基準行政システム上使用できないので、注意すること。

問 8 動作検証では何を確認すればよいか。

答 「USB 接続機器使用許可申請書」を提出した接続機器を USB ポートに差し込み、Fat クライアントで動作することを確認する必要がある。

問 9 USB 接続機器の使用は、どのように制御しているのか。

答 USB 接続機器は個別にデバイス ID を有しており、当該デバイス ID を利用して機器の制御を行っている。

問 10 USB 接続機器の使用許可には、どのくらいの期間を要するか。

答 「USB 接続機器使用許可申請書」の提出を受けてから、1 週間程度要することとなる。

問 11 自動暗号化機能付き USB メモリの配付個数の根拠如何。

答 局署に設置してある Fat クライアントの台数にプラス 1 とした個数を基本的な配付個数としている。

問 12 配付された自動暗号化機能付き USB メモリは、汎用パソコンでも使用可能か。

答 使用可能である。

問 13 配付された自動暗号化機能付き USB メモリにおいて、設定したパスワードを忘れた場合、どのようにすればよいか。

答 配付している自動暗号化機能付き USB メモリは、パスワードの入力を 6 回間違えると Fat クライアントでは使用できなくなり、初期化の操作が必要となる。

当該 USB メモリを初期化するためには、汎用パソコンに接続するか、または当課システム管理係に送付してもらう必要があるので、まずは労働基準行政システムヘルプデスクまでその旨連絡すること。なお、USB メモリを初期化した場合、USB メモリ内のデータは全て消去されるので、注意すること。

問 14 配付された自動暗号化機能付き USB メモリについて、緊急で必要となった場合、追加で配付してもらうことは可能か。

答 各局 1 個程度の予備を保有しているので、必要となった場合については、その事情について個別に相談されたい。